

四條畷荘訪問介護事業所「ヘルパーステーションほほえみ」

四條畷市介護予防・日常生活支援総合事業における

第1号訪問事業（訪問型サービスA（緩和型））

運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人大阪府社会福祉事業団が設置する四條畷荘訪問介護事業所「ヘルパーステーションほほえみ」（以下「事業所」という。）において実施する四條畷市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号訪問事業（訪問型サービスA（緩和型））（以下、「訪問型サービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要支援状態等にある利用者に対し、訪問型サービスの円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な訪問型サービスの提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所が実施する事業は、利用者が可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、その状態を踏まえながら身体介護などの介助及び生活援助等の支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上をめざすものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、四條畷市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 3 事業の実施にあたっては、利用者の状態等を踏まえながら、住民主体による支援等の多様なサービスの利用を促進し、身体介護等の介助及び生活援助等の支援を行うことにより、利用者の心身の機能回復を図り、もって生活機能の維持又は向上をめざすものとする。
 - 4 サービス計画及びケアプランの作成または変更の際し、地域包括支援センターの介護支援専門員等に対して、利用者に必要のないサービスを当該ケアプランに位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行わないものとする。
 - 5 訪問型サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行う。
 - 6 前5項のほか、「四條畷市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱」（令和5年11月1日施行）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 訪問型サービスの提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 四條畷荘訪問介護事業所「ヘルパーステーションほほえみ」
- (2) 所在地 四條畷市北出町 28-1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人 (常勤職員)

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、訪問型サービスの実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

- (2) サービス提供責任者 4人以上(緩和型の場合：訪問事業責任者)

- ・訪問型サービス個別計画等の作成等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。
- ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議等への出席、利用者に関する情報の共有等地域包括支援センター等との連携にすること。
- ・訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- ・訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

- (3) 訪問介護員 20人以上

訪問介護員は、個別サービス計画等に基づき訪問型サービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 日曜日から土曜日までとする。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時45分までとする。

- (3) サービス提供時間 午前0時から午後24時までとする。
- (4) 上記の営業日、営業時間、サービス提供時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問型サービスの内容)

第7条 事業所で行う訪問型サービスの内容は次のとおりとする。なお、訪問型サービスA（緩和型）については身体介護は行わない。

- (1) 訪問型サービス個別計画等の作成
- (2) 生活援助に関する援助
 - ①調理
 - ②衣類の洗濯
 - ③住居の掃除
 - ④生活必需品の買い物
 - ⑤その他必要な日常生活に関する支援
- (3) 身体介護に関する内容
 - ①排泄・食事介助
 - ②清拭・入浴・身体整容
 - ③体位変換
 - ④移動・移乗介助、外出介助
 - ⑤その他の必要な身体介護

(利用料等)

第8条 訪問型サービスを提供した場合の利用料の額は、「四條畷市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」（令和6年4月1日施行）の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

- 2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。
- 3 前2項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分したもの）について記載した領収書を交付する。
- 4 訪問型サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、四條畷市全域、門真市南東部（北巢本町、下島町、宮前町、南野口町、巢本町、北岸和田 1～3 丁目、島頭 1～3 丁目、四宮 1～5 丁目、舟田町、沖町、北島町、打越町、野口、横地、上島町、城垣町、五月田町）の区域とする。

（衛生管理等）

第10条 従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所において、感染症の予防及びまん延を防ぐため、次の措置を講じるものとする。

（1）感染症対策を検討する委員会の開催（六月に一回以上）及び結果の周知

（2）感染症対策の指針の整備

（3）従業者に対する定期的な研修及び訓練の実施

（緊急時等における対応方法）

第11条 従業者は、訪問型サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 訪問型サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置の状況について記録をするものとする。

4 利用者に対する訪問型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（苦情処理）

第12条 訪問型サービスの提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した訪問型サービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した訪問型サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合

会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第13条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 4 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とするものとする。

（虐待防止に関する事項）

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止対策を検討する委員会の定期的な開催及び結果の周知
 - (2) 虐待防止の指針の整備
 - (3) 従業者に対する定期的な研修の実施
 - (4) 虐待防止に関する措置の担当者の配置
 - (5) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第15条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に事業を継続的に実施するために次の措置を講ずるものとする。

- (1) 業務継続計画の策定
- (2) 従業者に対する業務継続計画の周知、定期的な研修及び訓練の実施
- (3) 定期的な業務継続計画の見直し及び変更

（地域との連携等）

第16条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第17条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次の通り設けるものとする。

（1）採用時研修 採用後3か月以内

（2）継続研修 年4回

2 事業所において、業務上必要かつ相当な範囲を超えた性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動により、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

3 訪問型サービスに関する諸記録を整備し、そのサービス提供を完了した日から最低5年間は保存するものとする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人大阪府社会福祉事業団と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供）

第18条 事業所は、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、次に掲げる事項を四條畷市へ届け出なければならない。

（1）廃止し、又は休止しようとする年月日

（2）廃止し、又は休止しようとする理由

（3）現に訪問型サービスを受けている者に対する措置

（4）休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する

この規程は、平成31年4月1日から施行する

この規程は、令和元年10月18日から施行する

この規程は、令和2年4月1日から施行する

この規程は、令和3年4月1日から施行する

この規程は、令和4年10月1日から施行する

この規程は、令和6年4月1日から施行する